

## 平成 25 年度 第 2 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 25 年(2013 年)8 月 21 日(水)

午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

場所:甲賀市市民福祉活動センター

### 1 開 会

市民憲章唱和

### 2 第 1 回会議録の確認について

### 3 講 話

テーマ「自治基本条例の必要性と策定プロセスについて」

講 師 小林委員長

### 4 意見交換 (ワークショップ)

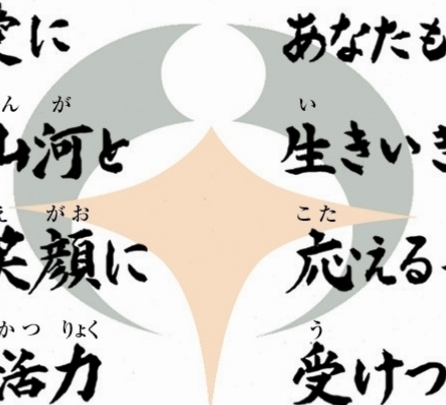
先生の講話を聴いたうえで、現在、それぞれのお立場で活動して困っていることや、壁を感じていること、また、市(合併後)になって戸惑われたことなどを2つのグループに分かれて行う。(各グループにはあいこうか・市民活動ボランティアセンターのコーディネーターに入っただき、進行、まとめをしていただきます。)

### 5 次回の内容について

### 6 閉 会

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろいろ山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

## 自治基本条例の必要性と策定プロセス

2013年8月21日(水)

四日市大学総合政策学部教授 小林慶太郎

### 1. 条例とは何か? — その法的な位置づけ —

地方公共団体（都道府県や市町村などの自治体）が、その処理する事務に関して定めることの出来る、その自治体の中だけで、法的な効力を持つ文書。

義務を課したり、権利を制限したり、罰則を科したりが可能。

各自治体で、議員または長の提案に基づき、議会で議決されることにより制定される。

#### 【日本国憲法（抜粋）】

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

#### 【地方自治法（抜粋）】

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 （以下略）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1. 条例を設け又は改廃すること。

2. （以下略）

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

1. 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

2. （以下略）

## 2. 条例で規定できる範囲は？

### I. 法令が全く規定していない領域

- (1) 法令の趣旨が規定をしないことにあると解される場合 ×
- (2) 法令の趣旨が規定しないことにあるとは解されぬ場合 ○

### II. 法令で既に規定されている領域

- (1) 法令の執行を妨げるような規定 ×
- (2) 法令の規制とは別目的の規定 ○
- (3) 法令の規制と同じ目的の規定
  - ① 法令の趣旨は全国一律の規定 ×
  - ② 法令の趣旨は最低限の規定 ○

## 3. なぜ、自治基本条例が必要なのか？

### 厳しい財政状況と人口の伸び悩み

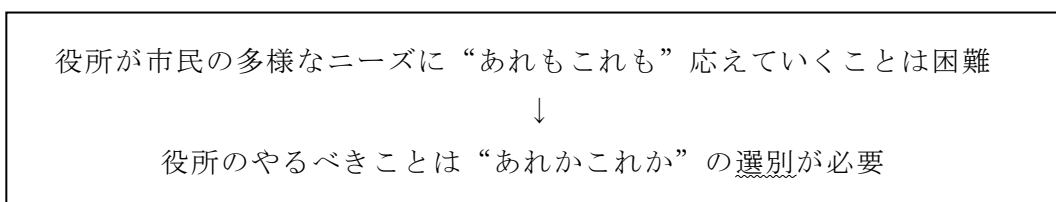
少子・高齢化の進展 → 今後も行政サービスの元手(税金)の増加は期待できない

### 市町村合併や市民の多様化・流動化

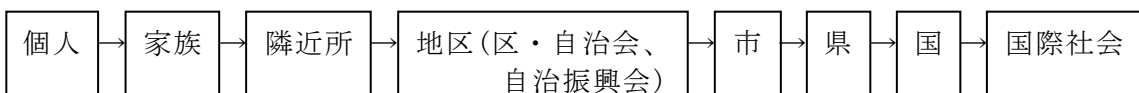
ニーズ・価値観の多様化 → 阿吽の呼吸や暗黙のルールは通用しない

### 地方分権の進展

アカウンタビリティ（説明責任）＝市の判断の根拠が求められる



そのためには・・・例えば「補完性の原則」という考え方



のような

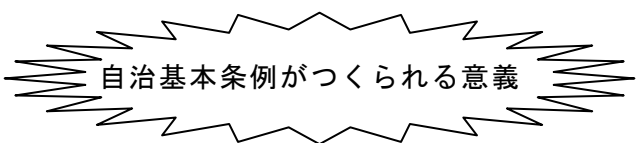
ベースとなる理念・考え方

選別（選択決定）のルール

役割分担のルール

が必要

=



#### 4. 自治基本条例の構成(例) — どのようなことが書かれるのか? —

##### 1) まちづくりの理念と条例の必要性

- ・ 目的
- ・ 条例の位置付け (最高規範性) cf. 市民憲章、総合計画

##### 2) 基本となる考え方

- ・ 用語の定義  
例: 市民・・・外国人、企業市民、各種団体などの扱い
- ・ 人権感覚
- ・ 公平性
- ・ 補完性の原則
- ・ 参加の原則
- ・ 知る権利
- ・ 情報の公開・共有
- ・ 過程の透明性
- ・ 説明責任

##### 3) 市民、議会、行政それぞれの役割

- ・ 市民
  - ・ 議会
  - ・ 行政 (市長・執行機関・職員)
- } の {
- ・ 権利
  - ・ 責務
  - ・ 役割

##### 4) 市民と行政との協働についての規定

- ・ 契約・協定などのルール
- ・ 市民参画のあり方
- ・ 市民会議などの設置
- ・ パブリックコメント
- ・ 広聴のあり方
- ・ 市民の市政への参加の仕組み
- ・ 民間への委託等の仕分けの仕組み

##### 5) 市政の運営についての規定

- ・ 審議会等の組織のあり方 (委員公募、公開の原則等)
- ・ 地域自治組織 (自治振興会など) の位置付け
- ・ 市民投票の規定
- ・ 土地利用・景観などについての規定
- ・ 行財政経営の考え方
- ・ P D C A サイクルに基づいた経営
- ・ 補助金のあり方
- ・ 外部監査等のあり方
- ・ 行政評価の仕組み
- ・ 苦情救済制度

など

条例準則(モデル条例)がないため、それぞれの自治体によって、書かれている内容にはかなりの幅がある



地域の特性・現状に合った、使える条例にすることが求められる。

日ごろ活動されていて、困っていること・途惑わされること・かべは何か？

例) 協力が得られない、旧町とのしきたりの違い、お役所言葉が理解できない…



まずは、こうしたことを挙げて、

どのようなことがルールとして

明文化されていると、活動しやすくなるか

ということから考えてみるのも良いのでは…

## 5. どのようなプロセスで自治基本条例は策定されるべきか？

策定のプロセス自体が、自治基本条例の理念を実現していく実験場・実践の場！

例えば・・・

- ・ 策定委員会の設置
- ・ 策定委員会のメンバーとして市民を公募
- ・ 協働・話し合いの作法
- ・ 相互の立場の尊重
- ・ 情報の公開・共有
- ・ 過程の透明性
- ・ 丁寧な説明
- ・ 行政の責務・役割
- ・ 市民の責務・役割
- ・ できるだけ多くの市民の意見を反映させる仕組み
- ・ 学区単位の説明会
- ・ タウンミーティング
- ・ パブリックコメント

など

この条例の策定を通じて、地域を担う人が育ち、「人 自然 輝きつづける あい甲賀」の実現に向けて、市民と行政の協働関係が高まっていくことを期待しています。

(以上)